

電気工事業登録証の再交付のご案内

登録証を汚損または紛失された場合、再交付することが出来ます。

1 申請に必要なもの

(1) 登録証再交付申請書 (様式第 13)

(2) 電気工事業者登録証

※登録証を紛失された方は顛末書を添付してください。

(3) 手数料 滋賀県収入証紙 2,200円

- ・申請書に貼付してください。
- ・滋賀県収入証紙は、滋賀銀行、滋賀県各合同庁舎等で取り扱っています。

2 申請方法

持参または郵送による。

(郵送の場合は書留（簡易書留）を使用してください。)

申請先：滋賀県電気工事工業組合

〒525-0041 草津市青地町 299 番 1 号

受付時間： 9：00 ～ 17：00（土・日・祝日・年末年始を除く。）



3 交 付

登録証の交付は、受付後、約 10 日間程度で郵送（配達記録）により行います。

4 記入上の注意点

- （１）登録証再交付申請書（様式第 13）の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名（営業所名ではありません）を記入してください。
- （２）登録証再交付申請書（様式第 13）の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。
- （３）記入方法について、不明な点があれば、滋賀県電気工事工業組合（TEL:077-562-2069）までお問い合わせください。

申請の内容に不備がないか、申請前にいま一度お確かめください。

申請・お問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合
〒525-0041 草津市青地町299番1号
TEL:077-562-2069
FAX :077-562-2081
E-mail:info@shigadenkouso.or.jp

登録証再交付申請書

×整 理 番 号	
×受理年月日	
×再交付年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒

住 所

氏名または名称

法人にあつては代表者の氏名

電話番号 ()

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日および登録番号

年 月 日 知事登録 第 号

2 再交付の理由

(備 考)

- 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2. ×印の項は、記載しないこと。

滋賀県収入証紙貼付欄

(以前に持っていた登録証を紛失された方)

顛 末 書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏名または名称

法人にあっては代表者の氏名

この度、私は、下記の理由により電気工事業者登録証を紛失してしまいました。今後、紛失した登録証が発見された時は、速やかに返納いたします。

1 紛失理由

2 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号